

過去に出題された FPへの質問事項

特定事業用資産の買換え特例

2021年10月3日

PART2



賃貸アパートの建築費に充てるために、自宅を売却した場合と
駐車場を売却した場合の課税上の違いを整理して教えてください

自宅を売却した場合は、居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例と、10年超所有軽減税率の特例が適用できます。
駐車場を売却した場合は、特定事業用資産の買換え特例が適用できます。



賃貸アパートの建築費に充てるために、自宅を売却した場合と
駐車場を売却した場合の課税上の違いを整理して教えてください

特定事業用資産の買換え特例とは、10年超所有等の要件を満たした
事業用資産（駐車場）を売却して、一定の事業用資産に買い換えた場
合、譲渡利益の80%は課税の繰り延べを認めるというものです。